

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年10月18日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Martin Svedholm
Manager, Funding
(資金調達部マネージャー)
Hannu-Pekka Ylimommo
Legal Counsel
(法律顧問)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和元年10月4日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、利率、利息額、計算代理人およびその他未定事項が決定いたしましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出債券に関する基本事項

- 1 売出要項
- 2 利息支払の方法
- 3 償還の方法

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

<訂正前>

(前 略)

| | | | |
|----------|--|------|--|
| 売出債券の名称 | フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2021年4月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 米ドル建債券 (以下「本債券」という。)(注1) | | |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 | 券面総額 | 5,000万米ドル(予定)(注2) |
| 各債券の金額 | 10,000米ドル(注3) | 売出価格 | 額面金額の100.00% |
| 売出価格の総額 | 5,000万米ドル (予定)(注2) | 利率 | 年(未定)% (年2.50%以上年5.80%以下を仮条件とする。) (注2)(注4) |
| 償還期限 | 2021年4月15日(注5) | 売出期間 | 2019年10月23日から 2019年10月29日まで(注6) |
| 受渡期日 | 2019年10月30日(注6) | | |
| 申込取扱場所 | 売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店 (注8) | | |

(注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム(Programme for the Issuance of Debt Instruments)(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき2019年10月29日(以下「発行日」という。)(注6)に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は5,000万米ドル(予定)である。

本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

本債券に関する予定および未定の発行条件は、2019年10月18日までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

- (注3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の日経平均株価の動きにより、額面金額の100%または額面金額×最終評価価格÷当初価格により計算される米ドル額により償還される。下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「3 償還の方法」において定義されている。
- (注4) 本債券の付利は、2019年10月30日(当日を含む。)から開始する。なお、上記未定の利率は、仮条件の範囲外となることがある。
- (注5) 本債券は、各期限前償還判定日の日経平均株価終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 日経平均株価の廃止/計算方法の変更」および「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。
- (注6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

- (注8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

- (注9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

| 売出債券の名称 | フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2021年4月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 米ドル建債券 (以下「本債券」という。)(注1) | | |
|----------|--|------|--------------------------------|
| 記名・無記名の別 | 無記名式 | 券面総額 | 8,380,000米ドル(注2) |
| 各債券の金額 | 10,000米ドル(注3) | 売出価格 | 額面金額の100.00% |
| 売出価格の総額 | 8,380,000米ドル (注2) | 利率 | 年4.33% (注4) |
| 償還期限 | 2021年4月15日(注5) | 売出期間 | 2019年10月23日から 2019年10月29日まで |
| 受渡期日 | 2019年10月30日 | | |
| 申込取扱場所 | 売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店 (注7) | | |

- (注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム(Programme for the Issuance of Debt Instruments)(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき2019年10月29日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。
- (注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は8,380,000米ドルである。
- (注3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の日経平均株価の動きにより、額面金額の100%または額面金額×最終評価価格÷当初価格により計算される米ドル額により償還される。下記「3 償還の方法(1)満期における償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「3 償還の方法」において定義されている。
- (注4) 本債券の付利は、2019年10月30日(当日を含む。)から開始する。
- (注5) 本債券は、各期限前償還判定日の日経平均株価終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法(2)期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 日経平均株価の廃止/計算方法の変更」および「3 償還の方法(3)税制変更による期限前償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。
- (注6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

- (注7) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

- (注8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

2【利息支払の方法】

<訂正前>

- (1) 各本債券の利息は、年(未定)%で、2019年10月30日(以下「利息起算日」という。)(当日を含む。)からこれを付し、2020年1月15日をはじめとし、満期償還日(下記「3 償還の方法(1)満期における償還」において定義される。)を最終回とする毎年1月15日、4月15日、7月15日および10月15日(以下それぞれ「利払日」という。)に、各利息期間(以下に定義される。)について米ドルで後払いされる。初回の利払日である2020年1月15日には額面金額10,000米ドルの各本債券につき、(未定)米ドルが、その後の各利払日には額面金額10,000米ドルの各本債券につき、(未定)米ドルが、それぞれ支払われる。

(後 略)

<訂正後>

- (1) 各本債券の利息は、年4.33%で、2019年10月30日(以下「利息起算日」という。)(当日を含む。)からこれを付し、2020年1月15日をはじめとし、満期償還日(下記「3 償還の方法(1)満期における償還」において定義される。)を最終回とする毎年1月15日、4月15日、7月15日および10月15日(以下それぞれ「利払日」という。)に、各利息期間(以下に定義される。)について米ドルで後払いされる。初回の利払日である2020年1月15日には額面金額10,000米ドルの各本債券につき、90.21米ドルが、その後の各利払日には額面金額10,000米ドルの各本債券につき、108.25米ドルが、それぞれ支払われる。

(後 略)

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

<訂正前>

(前 略)

「計算代理人」とは、(未定)をいう。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーをいう。

(後 略)